

一 短過

(1) 労働者側

依然結束ヲ輩メツ、アリテ本月廿一日組合長佐藤
怒ハ爭議因本部ニ来リ激勵スル迄、リ因負ハ本月
十九日交渉ノ際復職ニ名返讓歩シタレハ事業因会
ノ見込アルモノトシテ之ガ対策ヲ講ジ、マリ

(2) 事業主側

A 事業主竹内ハ依然所在ヲ晦シ居レリ
及十九日ヨリ爭議未參知者一名ヲ使用シ竹内ノ知
人曰潛業田中某ニ依頼シテ從來ノ得意先ノ貨物
運送ヲ爲シ、マリ

7.8
1977

昭和五十二年七月七日
B 交渉経過

十九日代理人塚原常五郎方之組合代表佐藤怒外一
名訪問会見シ佐藤ハ「復職ハ極メテ困難ナルニ付
塚原個人トシテ三名ハ自分方ニ引取り稼業セシム
ルニ差支無キ」旨ヲ述ベタルガ組合側ハ「全負復職
ヲ望ムノ外ナキ」事業主方エテ就業不能ナラバ他
種店ニ振向ケルカ其他ノ適當ノ方法ヲ執ラレ度ニ
ト述ベ函考ヲ希望シテ会见約一時間ニシテ辞去セ
リ

右及申(通)報候也

労働者側